

○金沢市税賦課徴収条例

昭和25年9月1日  
条例第33号

(種別割の減免)

第72条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

- (1) 公益のため直接専用する軽自動車等
- (2) 天災その他特別の事由により損害を生じた軽自動車等

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付してこれを市長に提出しなければならない。ただし、同項第1号に掲げる軽自動車等を所有する者であって当該年度の前年度に係る申請事項に異動がない場合は、この限りでない。

- (1) 軽自動車等の種別
- (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）
- (3) 主たる定置場
- (4) 原動機の型式
- (5) 原動機の総排気量又は定格出力
- (6) 用途
- (7) 形状
- (8) 車両番号又は標識番号
- (9) 減免を受けようとする事由
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(昭50条例32・追加、平15条例44・平27条例57・平29条例9・一部改正)

第72条の3 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

- (1) 身体に障害を有し、歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し、歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの（1台に限る。）
- (2) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第3項の規定により交付された自立支援医療受給者証（自立支援医療の種類が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療であるものに限る。第4号において「自立支援医療受給者証」という。）並びに道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）

## 金沢市税賦課徴収条例

を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。ただし、前項の規定に該当する軽自動車等を所有する者であって当該年度の前年度に係る申請事項に異動がないものは、この限りでない。

- (1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係
  - (2) 身体障害者等の氏名、住所及び年齢
  - (3) 軽自動車等を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係
  - (4) 身体障害者手帳若しくは療育手帳の番号、交付年月日、障害名及び障害の程度（以下この号において「番号等」という。）又は精神障害者保健福祉手帳の番号等及び自立支援医療受給者証の受給者番号
  - (5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件
  - (6) 軽自動車等の車両番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的
- 3 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。ただし、第1項第2号の規定に該当する軽自動車等を所有する者（当該軽自動車等の所有する者が法第445条第1項の規定によって種別割を課することができない者であるものにあつては、その使用者）であつて当該年度の前年度に係る申請事項に異動がないものは、この限りでない。
- 4 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

（昭41条例23・追加、昭42条例22・昭45条例23・昭49条例32・昭50条例32・昭53条例37・昭54条例33・昭58条例33・平2条例37・平7条例45・平7条例53・平9条例47・平11条例42・平12条例61・平12条例80・平15条例44・平19条例34・平27条例57・平29条例9・平29条例29・一部改正）